

ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

◇ 評価結果の通知：2026 年 7 月 17 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国・地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査及びジェンダー分析
対象国及び類似地域	フィリピン及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

フィリピンのエネルギー省 (Department of Energy 以下、「DOE」という) は、フィリピンエネルギー計画 2023-2050 (Philippine Energy Plan 以下、「PEP」という) において、2028 年までに世帯電化率 100% (2022 年時点：96.2%) の達成を目標として掲げている。また同計画では、洋上風力や海洋発電などの新興技術を含む再生可能エネルギーの導入拡大を通じて、クリーンで持続可能なエネルギーの導入拡大を目指している。

現 PEP には宇宙太陽光発電システム (Space Based Solar Power 以下、「SBSP」という) は想定されていないものの、宇宙から地上へ電波 (マイクロ波) を用いてエネルギービームを送る「ワイヤレス給電 (Wireless Power Transfer 以下、「WPT」という) 技術の開発研究が進めば、SBSP も新興技術の選択肢となり得る。これにより、エネルギー供給源の多様化に加え、地理的制約を受けやすい地方部におけるエネルギーアクセスの向上が期待される。

さらに、SBSP が将来的に実現可能となれば、昼夜や天候に左右されない安定した発電が可能であるため、国内エネルギー消費の約半分を占める化石燃料の輸入依存を低減し、エネルギー安全保障および自立性の向上に寄与する点でも重要性が高い。

一方で、その実現に向けては、WPT の高精度化および高効率化が課題である。このため、両方向レトロディレクティブ技術の高度化に関する研究開発を推進するとともに、同技術を活用した長距離実証実験を実施する必要性は高い。

このような状況下、フィリピン政府は、同国のエネルギー政策でも重要な位置付けにあるエネルギーアクセスの向上に貢献するワイヤレス給電システムの構築を目指して、本事業を 2025 年 9 月に JICA に対し要請した。

本事業は、フィリピンにおいて、ビームワイヤレス給電システムの開発研究と長距離実証実験を行うことにより、長距離マイクロ波ワイヤレス給電システム

の構築を図り、もってビームワイヤレス給電の社会実装に寄与するもの。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、準備・現地・整理業務の全工程は、ジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する視点に立って、調査分析・検討する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）準備業務（2026年8月中旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析（ジェンダーの視点を含める）により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題、ジェンダー平等に関する取り組み状況も確認する。
- ② フィリピン側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（社会・ジェンダー調査のための訪問先・質問項目を含む）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出する。
- ③ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。必要に応じて本事業の研究室を訪問し本事業技術の知見を深める。
- ⑤ 社会・ジェンダー分析の考え方を適用してジェンダーに配慮した活動や指標に関して案を作成し、JICA側に共有する。

（2）現地業務（2026年8月下旬～2026年9月上旬）

- ① JICAフィリピン事務所等との打合せに参加する。
- ② フィリピン側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録

を作成する。

- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記2を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
- ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ) 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関の活動動向、連携の可能性
 - オ) 上記ア)～エ) 全てにおけるジェンダー視点に立った情報収集と分析。加えて、支援対象国・地域（パイロット事業実施候補地等）の社会や組織、当該分野におけるジェンダーに関連する情報（社会規範・慣習、法制度や組織の方針・規則、男女で異なるニーズや課題等）の収集と分析。なお、同情報を収集する際は、「JICA事業におけるジェンダー主流化のための手引き【エネルギー】」
https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hdtvc-att/guidance_11_natural_res_energy.pdf）を参照すること。
 - カ) 上記オ) の分析により把握したジェンダー課題に対応する活動（案）、活動のためのインプット（案）、活動の進捗を測る指標（案）の提案。
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。ま

¹ [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

た、関係者とともに3にて提案した活動、インプット、指標のPDM（案）への組み込みを検討する。

- ⑥ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAフィリピン事務所等に報告する。

（3）整理業務（2026年9月中旬～2026年9月下旬）

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

（4）ジェンダー視点に立った調査分析・検討時の留意事項

準備業務と現地業務を通じて、対象国の電力・エネルギー分野とジェンダーに関する指針や取り組み、課題状況、本案件の実施機関、受益者を含む関係者のジェンダーによって異なる課題・ニーズ、他ドナーや国連機関の関連情報の知見・取組状況等を把握する。

把握した課題・ニーズに対し、案件のPDMにおける取組内容、及びその進捗や結果を測定するための指標を検討・提案する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（1）業務完了報告書

2026年9月30日（水）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（1） 戦争特約保険料

災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」
<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html> を参照願います。

（2） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

（1） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2026年8月26日～9月9日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 研究代表（京都大学）

- エ) SATREPS 研究主幹（国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）/オブザーバー）
- オ) SATREP 担当（JST/オブザーバー）
- カ) 機材調達支援（未定）
- キ) 評価分析／ジェンダー（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA フィリピン事務所よる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：なし
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

（2） 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部資源・エネルギーグループ第一チームから配付しますので、社会基盤部資源・エネルギーグループ代表アドレス (imgne@jica.go.jp) 宛にご連絡ください。
 - ・ 要請書
 - ・ 案件概要表
- ② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。
 - ・ [「2026年度「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）」 新規採択案件の決定について](#)
 - ・ [フィリピンにおけるマイクロ波ワイヤレス給電技術の展開 | SATREPS 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム](#)
 - ・ [SATREPSの概要](#)

（3） その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上